

社援協発0331第1号
平成27年3月31日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室長

（公印省略）

消費生活協同組合法施行規則、消費生活協同組合法施行規程及び消費
生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第47号）、消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示（平成27年厚生労働省告示第144号）及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示（平成27年厚生労働省告示第145号）が公布されたところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令及び告示の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

また、本省令及び告示により支払余力比率の算出方法の見直しがなされたことに伴い、支払余力比率の記入様式（別紙1参照）及び記入要領（別紙2参照）を定めたので、貴管内の組合において適宜使用するよう周知をお願いする。当該記入様式以外の様式による支払余力比率の算出も妨げられるものではないが、その場合も、記入要領に記載している各項目の算出方法や注意点に留意し、記入要領の記載内容に則して支払余力比率の算出が行われるよう周知及び指導をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨及び内容

1 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（別紙3、4参照）

（1）支払余力合計額及びリスク合計額の算定方式の見直し

- ① 支払余力合計額（消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）第50条の5第1号に定める額）の算出において、繰延税金資産の不算入額として厚生労働大臣が定めるところにより算出した額を控除する規定を追加。（消費生活共同組合法施行規則（昭和23年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号。以下「規則」という。）第166条の2関係）
- ② リスク合計額（法第50条の5第2号に定める額）の算出において、資産運用リスクに信用スプレッドリスクを追加。（規則第166条の3関係）

（2）共済計理人の確認事項及び業務について

- ① 共済計理人の確認事項に、「共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適切であるかどうか」を追加。（規則第193条関係）
- ② 共済計理人の確認業務における確認基準として「共済金等の支払能力の充実の状況について、法第50条の5並びに第166条の2及び第166条の3の規定に照らして適當であること」を追加。（規則第194条関係）

（3）その他

- ① 連結子法人等を有する会計監査人監査組合における公衆縦覧資料の記載事項に以下を追加。（規則第211条関係）
 - ・ 組合及び子会社等の主要な業務に関する事項、連結した貸借対照表等の財産の状況に関する事項
 - ・ 組合及び子会社等の将来における事業継続に疑義を生じさせるような事象が存在する場合、その旨及びその内容、当該事象についての分析結果並びに当該事象等を解消又は改善するための具体的な内容
- ② 法第96条の2第6号で規定する行政庁への届出事項に、劣後特約付金銭消費貸借による借入れをする場合及び同金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合を追加。（規則第254条関係）
- ③ 法第50条の9で規定する価格変動準備金の積立限度額の引き上げ。（規則別表第二条関係）

2 消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示（別紙3、5参照）

（1）健全性の基準に用いる出資の総額、準備金の額等の見直し

支払余力合計額の算出について、以下の改正を行う。（消費生活協同組合法施行規程

(平成20年厚生労働省告示第139号。以下「規程」という。) 第4条の3関係)

- ① 繰延税金資産のうち、共済契約準備金、価格変動準備金、評価・換算差額等に係るもの以外については、純資産及び各種準備金等（注1）の20%を限度として算入できるものとする。

（注1）次の（ア）～（オ）の合計額からその他有価証券評価差損を控除した額。

（ア） 純資産（剰余金の処分として支出する額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。）

（イ） 価格変動準備金の額

（ウ） 異常危険準備金の額

（エ） 共済掛金積立金及び未経過共済掛金の合計額のうち、全期チルメル式責任準備金又は解約返戻金の大きい方を超える額

※ 全期チルメル式責任準備金

新契約に係る費用を初年度に一括して計上し、共済掛金払込期間にわたり償却するものとして計算した責任準備金

（オ） 契約者割戻準備金未割当部分

- ② 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等について、以下の取扱いとする。

・ 共済掛金積立金等余剰部分（注2）については、負債性資本調達手段等（資本性の高い特定負債性資本調達手段を除く）と合算して中核的支払余力（注3）を限度に算入できるものとする

・ 負債性資本調達手段等のうち期限付劣後債務については、中核的支払余力の50%を限度として算入できるものとする

（注2）共済掛金積立金及び未経過共済掛金の合計額のうち、全期チルメル式責任準備金又は解約返戻金の大きい方を超える額から、共済計理人の確認等により積み立てておくことが必要な額を控除した額

（注3）次の（ア）～（エ）の合計額からその他有価証券評価差損及び①により算入できない繰延税金資産の額を控除した額

（ア） 純資産（剰余金の処分として支出する額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。）

（イ） 価格変動準備金の額

（ウ） 異常危険準備金の額

（エ） 契約者割戻準備金未割当部分

- ③ 将来利益については全額不算入とする。

- ④ 税効果相当額については、純資産及び各種準備金等から①により算入できない繰延税金資産の額を控除した額を限度に算入できるものとする。

(2) 通常の予測を超える危険に対応する額の見直し

リスク合計額の算出について、以下の改正を行う。（規程第4条の5関係、別表第1から第17関係）

- ① 一般共済リスク相当額及び予定利率リスク相当額について、リスク係数の信頼水準を引き上げ、また、リスク係数の基礎となるデータの更新を行う。
- ② 巨大災害リスク相当額について、原則として、工学的事故発生モデル（地震工学等に基づき支払共済金を推定するモデル）に基づき、地震災害リスク相当額については、再現期間200年に対応する地震が発生した場合の推定支払共済金に基づき、風水害リスク相当額については、再現期間70年に対応する台風が発生した場合の推定支払共済金に基づき算出するものとする。
- ③ 価格変動等リスク相当額について、以下の取扱いとする。
 - ・ リスク係数の信頼水準を引き上げ、また、リスク係数の基礎となるデータの更新を行う
 - ・ 外国株式並びに外貨建債券及び外貨建貸付金等に係るリスク係数は、為替以外の価格変動等リスクのリスク係数と為替リスクのリスク係数に分離する
 - ・ デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合は、リスク対象資産からリスクヘッジ効果の額を控除する
 - ・ 分散投資効果は、リスク対象資産の保有状況に応じて算出する方法とする
- ④ 信用リスク相当額について、証券化商品及び再証券化商品に係るリスク係数を厳格化する。
- ⑤ 子会社等リスク相当額について、価格変動等リスク等のリスク係数の見直しに合わせリスク係数の改定を行う。
- ⑥ デリバティブ取引リスク相当額について、以下の取扱いとする。
 - ・ 先物取引リスク及びオプション取引リスクについて、価格変動等リスクの見直しに合わせリスク係数の改定を行う
 - ・ 現行ではマイナスのリスク係数が適用されている先物取引のうち、価格変動等リスクの算出においてヘッジ手段として取り扱われなかったものについては、新たにプラスのリスク係数を適用する
- ⑦ 信用スプレッドリスク相当額について、信用スプレッドリスクとしてクレジットデフォルトスワップに係るリスクを新設する。

(3) その他

- ① 規則第248条の3第2項及び第3項における、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定める額の算定において、貸借対照表の負債の部から控除する項目を、解約返戻金等超過額から共済掛金積立金余剰

部分に改正する。(規程第22条関係)

② 規則第254条1項第22号に定める金銭消費貸借を、元利金の支払いについて劣後的内容を有する特約が付された金銭消費貸借であって、以下の性質を有するものとする。(規程第23条関係)

- ・ 担保が付されていないこと
- ・ 弁済が行われない期間が契約時から5年を超えるものであること

3 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示(別紙3、6参照)

(1) 支払余力比率の確認について

共済計理人が行う支払余力比率の確認の基準を以下の2点とし、確認の結果支払余力比率が200%未満である場合には、その旨を意見書に記載することとする。(消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準(平成21年厚生労働省告示第445号。以下「確認基準」という。)第13条関係)

- ① 法第50条の5第1号に掲げる額が、規則第166条の2及び規程第4条の3の規定に照らして適正であること
- ② 法第50条の5第2号に掲げる額が、規則第166条の3並びに規程第4条の4及び規程第4条の5の規定に照らして適正であること

(2) 共済掛金積立金等余剰部分控除額について

- ① 支払余力比率の算出において用いる共済掛金積立金等余剰部分控除額を定めるため、共済計理人は将来収支分析(以下「3号の2収支分析」という。)を行うこととする。(確認基準第14条関係)
- ② 3号の2収支分析は、5年間、組合全体について行うこととする。(確認基準第15条関係)
- ③ 3号の2収支分析の前提是、以下のもの等と定める。(確認基準第16条関係)
 - ・ 無リスク利回りは基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するものすること
 - ・ 将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価は変動しないものとすること

- ④ 共済掛金積立金余剰部分控除額の下限は、3号の2収支分析の結果、分析期間中の事業継続基準に係る額の不足額の現在価値の最大値とする。(確認基準第17条関係)

(3) その他

- ① 決定論的1号収支分析の基本シナリオにおける無リスク利回りの算定において参考する利率を、平成8年大蔵省告示第48号第7項に規定する予定期率とする。(確

認基準第6条関係)

- ② 3号収支分析における前提に、事業の運営方針の変更及び法令の改正を反映することを追加。(確認基準第11条関係)

第二 施行期日及び経過措置

1 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

(1) 公布の日

平成27年3月26日

(2) 施行期日

平成27年3月31日

(3) 経過措置

この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則(以下「新生協法施行規則」という。)の経過措置は以下のとおり。

- 新生協法施行規則第166条の2、第166条の3、第248条の2、第248条の3、別表第2、別表第5及び別表第6の規定は、施行日以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による
- 新生協法施行規則第193条及び第194条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する
- 新生協法施行規則第209条及び第211条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用する

2 消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示

(1) 公布の日

平成27年3月26日

(2) 施行期日

平成27年4月1日

3 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示

(1) 公布の日

平成27年3月26日

(2) 施行期日

平成27年4月1日

以上